

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

石巻市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧石巻市地域

#### (1) 現況

本地域は、旧北上川の河口の広大な平野部に位置し、四季折々の彩りをみせる風光明媚な自然環境を有しており、水田農業をはじめ、施設園芸の団地化など生産性の向上と環境保全に効果の高い営農活動に対して意欲的な農業者が多い一方、東日本大震災による集団移転の推進により、農地の転用による宅地開発が進行し、農業者の減少が進行している。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための更なる普及・推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧河北町地域

#### (1) 現況

本地域は、北上川やその周辺を彩る四季折々の草木、北上山系から連なる上品山等の眺望の優れた山々、海洋に面した地区など水と緑に囲まれ、稲作と畜産との複合経営、施設園芸の団地化など生産性の向上と環境保全に効果の高い営農活動に対して意欲的な農業者が多い一方、東日本大震災による地盤沈下により、肥よくな農地に海水が浸水し、復旧作業等に時間を要している地区もある。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための更なる普及・推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧河南町地域

#### (1) 現況

本地域は、北上川の南に拓けた平たん肥よくな田園と西方には桜の名所として知られる県立自然公園「旭山」を中心に美しい緑の丘陵が走り、水田農業を中心とし、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」などの良質米の主産地であるとともに、施設園芸も盛んに行われ、生産性の向上と環境保全に効果の高い営農活動に対して意欲的な農業者が多い一方、東日本大震災による移転者の増加により、農地の転用が進行している。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための更なる普及・推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 旧桃生町地域

#### (1) 現況

本地域は、北上川の北に拓けた平たん肥よくな田園と県北地域への交通の要衝である地域特性を生かし、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」などの良質米の主産地であるとともに畜産、施設園芸も盛んに行われ、生産性の向上と環境保全に効果の高い営農活動に対して意欲的な農業者が多く、農畜産物の安定した生産体制の推進を図る必要がある。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための更なる普及・推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 5. 旧北上町地域

#### (1) 現況

本地域は、北上川の河口と太平洋に面し、東部はこう配が急な山々が海に落ち込んだリアス式海岸が続き、西部は北上川沿いの平野部に農地が広がっており、風光明媚な自然景観に恵まれている。地域の大半を山林が占めており、イヌワシの生息地として知られる翁倉山があるなど、貴重で豊かな自然が広がり、稲作と畜産との複合経営が行われ、生産性の向上と環境保全に効果の高い営農活動に対して意欲的な農業者が多い一方、東日本大震災による地盤沈下により、貴重な農地に海水が浸水し、復旧作業等に時間を要している地区もある。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための更なる普及・推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧牡鹿町地域

(1) 現況

本地域は、牡鹿半島の突端に位置し、三方を海に囲まれ、海岸線は三陸特有のリアス式海岸で地域の8割以上を山林が占め、海と緑が調和した自然が広がっており、水産業が主産業とはなっているが、地域によっては半農半漁といった形態にて農業経営が行われている。東日本大震災による被害が大きく、集落単位での過疎化・高齢化の進行により、離農する農業者が多くなっているが、集団化による営農再開に向け、今後基盤整備も予定されている。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧石巻市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧河北町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧河南町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧桃生町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	旧北上町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	旧牡鹿町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）の推進にあたっては、これまでの「宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」を前身とした推進組織へ参画し事業を推進していくこととする。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に向けて、本市と宮城県のほか、関係機関が連携して法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業に積極的に取り組むこととする。